

参考資料1	差引認定基準の見直しに関する 専門家ヒアリング
	平成29年 6月 9日

国民年金・厚生年金保険

障害認定基準

平成28年6月1日改正

《一部抜粋》

第1 一般的事項	1
1 障害の状態	1
2 傷病	1
3 初診日	1
4 障害認定日	1
5 傷病が治った状態	1
6 事後重症による年金	1
7 基準傷病、基準障害、はじめて2級による年金	2
第2 障害認定に当たっての基本的事項	3
1 障害の程度	3
2 認定の時期	4
3 認定の方法	4
第3 障害認定に当たっての基準	5
第1章 障害等級認定基準	5
第1節 眼の障害	5
第2節 聴覚の障害	8
第3節 鼻腔機能の障害	10
第4節 平衡機能の障害	11
第5節 そしゃく・嚥下機能の障害	12
第6節 音声又は言語機能の障害	13
第7節 肢体の障害	15
第1 上肢の障害	15
第2 下肢の障害	21
第3 体幹・脊柱の機能の障害	27
第4 肢体の機能の障害	30
(参考) 肢体の障害関係の測定方法	33
第8節 精神の障害	47
第9節 神経系統の障害	54
第10節 呼吸器疾患による障害	56
(参考) 「喘息予防・管理ガイドライン2009 (JGL2009)」より抜粋	62
第11節 心疾患による障害	64
第12節 腎疾患による障害	71
第13節 肝疾患による障害	75
第14節 血液・造血器疾患による障害	80
第15節 代謝疾患による障害	87
第16節 悪性新生物による障害	89
第17節 高血圧症による障害	91

第18節	その他の疾患による障害	93
第19節	重複障害	96
第2章	併合等認定基準	98
第1節	基本的事項	98
第2節	併合(加重)認定	99
第3節	総合認定	103
第4節	差引認定	103
別表1	併合判定参考表	104
別表2	併合(加重)認定表	109
別表3	現在の活動能力減退率及び前発障害の活動能力減退率	110
別表4	差引結果認定表	110
(参考)	国民年金法施行令別表 厚生年金保険法施行令別表第1及び第2	111

第 2 章 併合等認定基準

第1節／基本的事項

2つ以上の障害がある場合の障害の程度の認定は、次による。

1 併合（加重）認定

併合（加重）認定は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 障害認定日において、認定の対象となる障害が2つ以上ある場合（併合認定）
- (2) 「はじめて2級」による障害基礎年金又は障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合（併合認定）
- (3) 障害基礎年金受給権者及び障害厚生年金受給権者（障害等級が1級若しくは2級の場合に限る。）に対し、さらに障害基礎年金または障害厚生年金（障害等級が1級若しくは2級の場合に限る。）を支給すべき事由が生じた場合（加重認定）
- (4) 併合認定の制限

同一部位に複数の障害が併存する場合、併合認定の結果が国年令別表、厚年令別表第1又は厚年令別表第2に明示されているものとの均衡を失う場合には、明示されている等級を超えることはできない。

2 総合認定

内科的疾患の併存している場合及び前章の認定要領において特に定めている場合は、総合的に認定する。

3 差引認定

- (1) 障害認定の対象とならない障害（以下「前発障害」という。）と同一部位に新たな障害（以下「後発障害」という。）が加わった場合は、現在の障害の程度から前発障害の障害の程度を差し引いて認定する。
- (2) 同一部位とは、障害のある箇所が同一であるもの（上肢又は下肢については、それぞれ1側の上肢又は下肢）のほか、その箇所が同一でなくても眼又は耳のような相対性器官については、両側の器官をもって同一部位とする。
- (3) 「はじめて2級による年金」に該当する場合には、適用しない。

第2節／併合（加重）認定

1 2つの障害が併存する場合

個々の障害について、併合判定参考表（別表1）における該当番号を求めた後、当該番号に基づき併合〔加重〕認定表（別表2）による併合番号を求め、障害の程度を認定する。

〔認定例〕

右手のおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃し、両眼の視力が0.1になった場合

併合判定参考表によれば次のとおりである。

部 位	障 害 の 状 態	併合判定参考表
右手の障害	右手のおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの	7号—5
両眼の障害	両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの	6号—1

併合（加重）認定表により、上位の障害6号と下位の障害7号の併合番号4号を求め、2級と認定する。

2 3つ以上の障害が併存する場合

併合判定参考表の「障害の状態」に該当する障害を対象とし、次により認定する。

- (1) 併合判定参考表から各障害についての番号を求める。
- (2) (1)により求めた番号の最下位及びその直近位について、併合（加重）認定表により、併合番号を求め、以下順次、その求めた併合番号と残りのうち最下位のものとの組合せにより、最終の併合番号を求め認定する。

〔認定例〕

左下肢を大腿部から切断し、両眼の視力が0.1になり、右上肢のひとさし指、なか指及び小指を近位指節間関節より切断し、さらに、左上肢のおや指を指節間関節より切断した場合

併合判定参考表によれば、次のとおりである。

部 位	障 害 の 状 態	併合判定参考表
左下肢の障害	一下肢を足関節以上で欠くもの	4号—6
両眼の障害	両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの	6号—1
右手の障害	ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの	7号—4
左手の障害	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの	9号—8

併合（加重）認定表により、3位の障害7号と4位の障害9号の併合番号7号を求め、次に同表により、これと2位の障害6号との併合番号4号を求め、さらに同表により、これと1位の障害4号との併合番号1号を求め1級と認定する。

3 併合認定の特例

- (1) 併合（加重）認定の対象となる障害の程度が、国年令別表、厚年令別表第1、厚年令別表第2に明示されている場合又は併合判定参考表に明示されている場合は、併合（加重）認定の結果にかかわらず、同令別表等により認定する。

[認定例1]

左下肢の5趾を失った後、さらに右下肢の5趾を失った場合併合判定参考表によれば、次のとおりである。

部 位	障 害 の 状 態	併合判定参考表
左足ゆびの障害	一下肢の5趾を中足趾節関節以上で欠くもの	8号—11
右足ゆびの障害	一下肢の5趾を中足趾節関節以上で欠くもの	8号—11

併合（加重）認定表により併合すると、併合番号7号となり、障害等級は3級となるが、国年令別表の2級11号に「両下肢のすべての指を欠くもの」と明示されているので、併合認定の結果にかかわらず、2級と認定する。

[認定例2]

右上肢のおや指及びひとさし指と、左上肢の小指以外の4指の用を廃したものに、さらに右上肢のおや指及びひとさし指以外の3指と、左上肢の小指の用を廃した場合

併合判定参考表によれば、次のとおりである。

部 位	障 害 の 状 態	併合判定参考表
右手の障害	一上肢のおや指及びひとさし指の用を廃したもの	8号—9
左手の障害	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの	7号—5
右手の障害	おや指及びひとさし指以外の一上肢の3指の用を廃したもの	10号—13
左手の障害	一上肢の小指の用を廃したもの	—

すでにある障害について、併合（加重）認定表により併合し、併合番号7号となり、障害等級3級となっているものに、さらに、併合判定参考表の10号に該当する障害と併合判定参考表に明示されていない程度の障害が加わったものであるが併合判定参考表の2級3号—3の「両上肢のすべての指の用を廃したもの」に該当するので、併合認定の結果にかかわらず2級と認定する。

- (2) 併合（加重）認定の結果が、国年令別表、厚年令別表第1又は厚年令別表第2に明示されているものとの均衡を失する場合

同一部位に障害が併存する場合に生じることがあるが、国年令別表、厚年令別表第1又は厚年令別表第2に明示されているものとの均衡を失うことのないよう認定する。

〔認定例1〕

左手関節が用を廃し、左肘関節に著しい障害が併存する場合
併合判定参考表によれば、次のとおりである。

部 位	障 害 の 状 態	併合判定参考表
左手関節の障害	一上肢の3大関節のうち、1関節の用を廃したもの	8号—3
左肘関節の障害	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの	10号—5

併合（加重）認定表により併合すると、併合番号7号となり、障害等級は3級となるが、厚年令別表第1の3級5号に「一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの」と明示されており、上肢の障害で3級となるための障害の程度は、原則として併合判定参考表8号以上の障害が併存している場合であるので、併合判定参考表の8

号と9号との障害が併存している場合を除き、併合認定の結果にかかわらず、障害手当金と認定する。

[認定例2]

左足関節が強直し、左下肢が4センチメートル短縮している場合
併合判定参考表によれば、次のとおりである。

部 位	障 害 の 状 態	併合判定参考表
左足関節の障害	一下肢の3大関節のうち、1関節の用を廃したのもの	8号—4
左下肢の短縮障害	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの	10号—7

併合（加重）認定表により併合すると、併合番号7号となり、障害等級は3級となるが、厚年令別表第1の3級6号に「一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの」と明示されており、下肢の障害で3級となるための障害の程度は、原則として併合判定参考表8号以上の障害が併存している場合であるので、併合判定参考表の8号と9号との障害が併存している場合を除き、併合判定の結果にかかわらず、障害手当金と認定する。

第3節／総合認定

認定の対象となる内科的疾患が併存している場合については、併合（加重）認定の取扱いは行わず、総合的に判断して認定する。

第4節／差引認定

- 1 現在の障害の状態の活動能力減退率から前発障害の前発障害差引活動能力減退率を差し引いた残りの活動能力減退率（以下「差引残存率」という。）に応じて、差引結果認定表により認定する。
- 2 後発障害の障害の状態が、併合判定参考表に明示されている場合、その活動能力減退率が差引残存率より大であるときは、その明示されている後発障害の障害の状態の活動能力減退率により認定する。
- 3 「はじめて2級による年金」に該当する場合は、適用しない。

[認定例]

厚生年金保険に加入する前に、右手のおや指の指節間関節及び小指の近位指節間関節（PIP）より切断していた者が、厚生年金保険に加入後、事故により右手のひとさし指、なか指及びくすり指を近位指節間関節（PIP）より切断した場合併合判定参考表によれば、次のとおりである。

	障 害 の 状 態	併合判定参考表	活動能力減退率 前発障害差引 活動能力減退率
現在の障害	一上肢の5指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの	6号—7	67%
前発障害	一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の1指を近位指節間関節以上で欠くもの	8号—8	18%
後発障害	ひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの	7号—4	56%

1により差引認定すると差引残存率は、 $67\% - 18\% = 49\%$ となり、差引結果認定表により認定すれば、障害手当金該当となるが、後発障害のみの活動能力減退率は56%であり、差引残存率より大であるため後発障害の活動能力減退率により厚年令別表第1の3級と認定する。

別表1 併合判定参考表

障害の 程 度	番 号	区 分	障 害 の 状 態
1 級	1	1	両眼が失明したもの
		2	両耳の平均純音聴力レベル値が 100 デシベル以上のもの
		3	両上肢を肘関節以上で欠くもの
		4	両上肢の用を全く廃したもの
		5	両下肢を膝関節以上で欠くもの
		6	両下肢の用を全く廃したもの
		7	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
		8	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		9	精神の障害で日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		10	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
		11	両上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が 0 のもの
		12	両上肢のすべての指の用を全く廃したもの
		13	両下肢を足関節以上で欠くもの
2 級	2	1	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
		2	平衡機能に著しい障害を有するもの
		3	そしゃくの機能を欠くもの
		4	音声又は言語の機能に著しい障害を有するもの
		5	両上肢のすべての指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
		6	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	3	1	両耳の平均純音聴力レベル値が 90 デシベル以上のもの
		2	両耳の平均純音聴力レベル値が 80 デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が 30% 以下のもの
		3	両上肢のすべての指の用を廃したもの
		4	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を基部から欠き、有効長が 0 のもの
		5	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの
		6	両下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

2	4	1	一上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの	
		2	一上肢の用を全く廃したもの	
		3	一上肢のすべての指の用を全く廃したもの	
		4	両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くもの	
		5	一下肢の用を全く廃したもの	
		6	一下肢を足関節以上で欠くもの	
		7	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	
		8	精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	
3	5	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの	
		2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの	
		3	両耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上のもの	
		4	両耳の平均純音聴力レベル値が50デシベル以上80デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの	
	6	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの	
		2	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの	
		3	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	
		4	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの	
		5	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの	
		6	両上肢のおや指を基部から欠き、有効長が0のもの	
		7	一上肢の5指又はおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指を近位指節間関節（おや指にあつては指節間関節）以上で欠くもの	
		8	一上肢のすべての指の用を廃したもの	
		9	一上肢のおや指及びひとさし指を基部から欠き、有効長が0のもの	
	級	号	1	一上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの
			2	一上肢の用を全く廃したもの
3			一上肢のすべての指の用を全く廃したもの	
4			両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くもの	
5			一下肢の用を全く廃したもの	
6			一下肢を足関節以上で欠くもの	
7			身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	
8			精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	
1			両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの	
2			一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの	
3			両耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上のもの	
4			両耳の平均純音聴力レベル値が50デシベル以上80デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの	
1			両眼の視力が0.1以下に減じたもの	
2			そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの	
3			脊柱の機能に著しい障害を残すもの	
4	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの			
5	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの			
6	両上肢のおや指を基部から欠き、有効長が0のもの			
7	一上肢の5指又はおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指を近位指節間関節（おや指にあつては指節間関節）以上で欠くもの			
8	一上肢のすべての指の用を廃したもの			
9	一上肢のおや指及びひとさし指を基部から欠き、有効長が0のもの			

3	級	号	1	両耳の平均純音聴力レベル値が 70 デシベル以上のもの			
			2	両耳の平均純音聴力レベル値が 50 デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が 50%以下のもの			
			3	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの			
			4	一上肢のおや指及びひとさし指を近位指節間関節（おや指にあつては指節間関節）以上で欠くもの、又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の 3 指を近位指節間関節（おや指にあつては指節間関節）以上で欠くもの			
			5	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の 4 指の用を廃したもの			
			6	一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの			
			7	両下肢の 10 趾の用を廃したもの			
			8	身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの			
			9	精神又は神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの			
			3	障害手当金	号	1	一眼の視力が 0.02 以下に減じたもの
						2	脊柱の機能に障害を残すもの
						3	一上肢の 3 大関節のうち、1 関節の用を廃したもの
						4	一下肢の 3 大関節のうち、1 関節の用を廃したもの
5	一下肢が 5 センチメートル以上短縮したもの						
6	一上肢に偽関節を残すもの						
7	一下肢に偽関節を残すもの						
8	一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の 1 指を近位指節間関節以上で欠くもの						
9	一上肢のおや指及びひとさし指の用を廃したもの						
10	おや指又はひとさし指を併せ一上肢の 3 指以上の用を廃したもの						
11	一下肢の 5 趾を中足趾節関節以上で欠くもの						
12	精神又は神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの						
3	級	号	1	両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの			
			2	一眼の視力が 0.06 以下に減じたもの			
			3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの			
			4	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの又は両眼の視野が 10 度以内のもの			

3	障 害 手 当 金	9	5	一耳の平均純音聴力レベル値が 90 デシベル以上のもの		
			6	そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの		
			7	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの		
			8	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの		
			9	一上肢のおや指の用を全く廃したもの		
			10	ひとさし指を併せ一上肢の 2 指を近位指節間関節以上で欠くもの		
			11	おや指及びひとさし指以外の一上肢の 3 指を近位指節間関節以上で欠くもの		
			12	一上肢のおや指を併せ 2 指の用を廃したもの		
			13	一下肢の第 1 趾を併せ 2 以上の趾を中足趾節関節以上で欠くもの		
			14	一下肢の 5 趾の用を廃したもの		
			10	号	1	一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
					2	両眼の調整機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
					3	一耳の平均純音聴力レベル値が 80 デシベル以上のもの
					4	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
	5	一上肢の 3 大関節のうち、1 関節に著しい機能障害を残すもの				
	6	一下肢の 3 大関節のうち、1 関節に著しい機能障害を残すもの				
	7	一下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの				
	8	長管状骨に著しい転位変形を残すもの				
	9	一上肢のひとさし指を近位指節間関節以上で欠くもの				
	10	おや指及びひとさし指以外の一上肢の 2 指を近位指節間関節以上で欠くもの				
	11	一上肢のおや指の用を廃したもの				
	12	ひとさし指を併せ一上肢の 2 指の用を廃したもの				
	13	おや指及びひとさし指以外の一上肢の 3 指の用を廃したもの				
	14	一下肢の第 1 趾又は他の 4 趾を中足趾節関節以上で欠くもの				
	15	身体の機能に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの				

11	号	1	両眼の調節機能又は運動機能に著しい障害を残すもの
		2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
		3	一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		4	一耳の平均純音聴力レベル値が70デシベル以上のもの
		5	一上肢のなか指又はくすり指を近位指節間関節以上で欠くもの
		6	一上肢のひとさし指の用を廃したもの
		7	おや指及びひとさし指以外の一上肢の2指の用を廃したものの
		8	第1趾を併せ一下肢の2趾以上の用を廃したものの
12	号	1	一眼の調節機能に著しい障害を残すもの
		2	一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
		3	一上肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの
		4	一下肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの
		5	長管状骨に奇形を残すもの
		6	一上肢のなか指又はくすり指の用を廃したもの
		7	一下肢の第1趾又は他の4趾の用を廃したものの
		8	一下肢の第2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		9	第2趾を併せ一下肢の2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		10	一下肢の第3趾以下の3趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		11	局部に頑固な神経症状を残すもの
13	号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの
		2	一眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
		3	両眼のまぶたの一部に欠損を残すもの
		4	一上肢の小指を近位指節間関節以上で欠くもの
		5	一上肢のおや指の指骨の一部を欠くもの
		6	一上肢のひとさし指の指骨の一部を欠くもの
		7	一上肢のひとさし指の遠位指節間関節の屈伸が不能になったもの
		8	一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
		9	一下肢の第3趾以下の1又は2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		10	一下肢の第2趾の用を廃したもの
		11	第2趾を併せ一下肢の2趾の用を廃したもの
		12	一下肢の第3趾以下の3趾の用を廃したもの

別表2 併合（加重）認定表

		2 級			3 級			障害手当金					
		2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号
2 級	2号	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	3号	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	4号	1	1	1	1	2	2	4	4	4	4	4	4
3 級	5号	1	1	1	3	4	4	5	5	5	5	5	5
	6号	2	2	2	4	4	4	6	6	6	6	6	6
	7号	2	2	2	4	4	6	7	7	7	7	7	7
障害 手当 金	8号	2	2	4	5	6	7	7	7	7	8	8	8
	9号	2	2	4	5	6	7	7	7	8	9	9	9
	10号	2	2	4	5	6	7	7	8	9	10	10	10
	11号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10
	12号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	11	12
	13号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	12	12

注1 表頭及び表側の2号から13号までの数字は、併合判定参考表（別表1）の各番号を示す。

注2 表中の数字（1号から12号まで）は、併合番号を示し、障害の程度は、次の表のとおりである。

注3 次に掲げる障害をそれぞれ併合した場合及び次の障害と併合判定参考表の5号ないし7号の障害と併合した場合は、併合認定表の結果にかかわらず、次表の併合番号4号に該当するものとみなす。

- ① 両上肢のおや指の用を全く廃したもの
- ② 一上肢のおや指及び中指を基部から欠き、有効長が0のもの
- ③ 一上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの

併合番号	障 害 の 程 度
1 号	国 年 令 別 表 1 級
2 号	国 年 令 別 表 2 級
3 号	
4 号	
5 号	厚 年 令 別 表 第 1 3 級
6 号	
7 号	
8 号	厚 年 令 別 表 第 2 障 害 手 当 金
9 号	
10 号	
11 号	厚 年 令 別 表 不 該 当
12 号	

別表3 現在の活動能力減退率及び前発障害の活動能力減退率

併合判定参考表 (別表1)		現在の活動能力減退率 (%)	前発障害の活動能力減退率 (%)
1号	区分1~9	134	95
	区分10~13	119	
2号		105	84
3号		92	74
4号		79	63
5号		73	44
6号		67	40
7号		56	34
8号		45	18
9号		35	14
10号		27	11
11号		20	8
12号		14	6
13号		9	4

別表4 差引結果認定表

差引残存率	障害の程度		
112%以上	国年令別表	1級	9号・11号
111%~76%	国年令別表	2級	15号・17号
75%~51% (治ったもの)	厚年令別表第1	3級	12号
75%~24% (治らないもの)	厚年令別表第1	3級	14号
50%~24% (治ったもの)	厚年令別表第2		21号

(参考)

国民年金法施行令別表

厚生年金保険法施行令別表第1及び第2



施行令別表等

(1) 国民年金法施行令別表

(障害等級)

第4条の6 法第30条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

別表(第4条の6関係)

障害の程度		障害の状態
1 級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(2) 厚生年金保険法施行令別表第1

(障害等級)

第3条の8 法第47条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、1級及び2級についてはそれぞれ国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級及び2級の障害の状態とし、3級については別表第1に定めるとおりとする。

別表第1(第3条の8関係)

障害の程度		障害の状態
3 級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の10趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節(第1趾にあっては趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

(3) 厚生年金保険法施行令別表第2〔障害手当金〕

(法第55条第1項に規定する政令で定める程度の障害の状態)

第3条の9 法第55条第1項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第2に定めるとおりとする。

別表第2 (第3条の9関係)

障害の程度	障害の状態
障 害	1 両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2 1眼の視力が0.1以下に減じたもの
	3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4 両眼による視野が2分の1以上欠損したものの又は両眼の視野が10度以内のもの
	5 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
	6 1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
雪	7 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
	8 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
手	9 脊柱の機能に障害を残すもの
	10 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	11 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
当	12 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
	13 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
金	14 一上肢の2指以上を失ったもの
	15 一上肢のひとさし指を失ったもの
	16 一上肢の3指以上の用を廃したもの
	17 ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
	18 一上肢のおや指の用を廃したもの
	19 一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
	20 一下肢の5趾の用を廃したもの
	21 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	22 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 趾の用を廃したものとは、第1趾を末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

